

●日本学術会議事務局の所掌事務を分掌する 参事官の職務について

〔 平成 17 年 6 月 29 日
日本学術会議事務局長決定 〕

日本学術会議事務局（以下「事務局」という。）の所掌事務を分掌する参事官は、それぞれ別表左欄に掲げる担当の区分に応じ、事務局の所掌事務のうち同表右欄に掲げるものをつかさどるものとする。

附 則

この決定は、平成 17 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 9 月 30 日府総第 536 号）

この決定は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 26 日府日学第 500 号）

この決定は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

別表

担当	職務
審議第一担当	<p>1 主に第一部及び第二部に関する下記の事務に関すること。</p> <p>イ 科学に関する重要事項の審議に関すること。</p> <p>ロ 部の事務の処理に関すること。</p> <p>ハ 部会及び連合部会の開催並びに審議に関すること。</p> <p>ニ 常置の委員会（企画課、審議第二担当参事官及び国際業務担当参事官の所掌に属するものを除く。）の会議の開催及び審議並びにその委員会の事務の処理に関すること。</p> <p>2 特に命ぜられた臨時の委員会の会議の開催及び審議並びにその委員会の事務の処理に関すること。</p> <p>3 前2号に関する関係機関との連絡調整に関すること。</p> <p>4 前各号に掲げるもののほか、特に命ぜられた事項に関すること。</p>
審議第二担当	<p>1 主に第三部に関する下記の事務に関すること。</p> <p>イ 科学に関する重要事項の審議に関すること。</p> <p>ロ 部の事務の処理に関すること。</p> <p>ハ 部会及び連合部会の開催並びに審議に関すること。</p> <p>ニ 常置の委員会の会議の開催及び審議並びにその委員会の事務の処理に関すること。</p> <p>2 臨時の委員会の会議の開催及び審議並びにその委員会の事務の処理に関する事（審議第一担当参事官の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>3 前2号に関する関係機関との連絡調整に関すること。</p> <p>4 前各号に掲げるもののほか、特に命ぜられた事項に関すること。</p>
国際業務担当	<p>1 国際交流に関する事。</p> <p>2 国際会議に関する事。</p> <p>3 その他国際業務に関する事。</p> <p>4 前3号の事務に係る委員会に関する事。</p>